

社団法人 北海道産炭地域振興センター 釧路産炭地域総合発展機構
「北海道どさんこプラザ」出展支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、釧路産炭地域に所在する企業等が、北海道運営の首都圏での道産品アンテナショップ「北海道どさんこプラザ（東京都千代田区有楽町2 - 10 - 1 東京交通会館内）」に出展し、釧路産炭地域の物産、新製品等を展示販売又は広く紹介して販路開拓と釧路産炭地域の産業振興を図る取り組みに対し、社団法人北海道産炭地域振興センター 釧路産炭地域総合発展機構（以下「釧路産炭地域総合発展機構」という。）が支援することについて必要な事項を定める。

2 支援対象者

釧路産炭地域（釧路市、釧路町、厚岸町、阿寒町、白糠町、音別町、浦幌町）に立地する製品の生産・加工・製造等を行う企業等とする。

3 実施期間

助成対象となる事業の実施期間は、会計年度内とする。

4 支援の内容及び条件

（1）釧路産炭地域の企業等が「北海道どさんこプラザ」の催事スペース等を利用し、釧路産炭地域の製品（1次産品含む）のPR・販売及び新製品の発表・試験販売などを実施する場合の諸経費の一部として、1回につき15万円を上限として（同一企業は年2回まで）助成する。

なお、助成対象経費は、旅費、宿泊費、商品送料等とし、15万円に満たない場合は実費相当額とする。

（2）出展者は、「北海道どさんこプラザ」における催事に最低1人以上を釧路産炭地域から同プラザに派遣し、説明要員として従事させ、消費者意見等の把握に努め商品等の紹介と販路開拓に努めるものとする。

5 申込方法

（1）出展を希望する企業等は、「北海道どさんこプラザ」の催事スペース等の利用申し込みを各支庁商工労働観光課へ行い、採択の通知を得た後、釧路産炭地域総合発展機構に助成申請をするものとする。

（2）釧路産炭地域総合発展機構は、申請内容を審査のうえ、採否を決定するものとする。

6 出展者の義務

（1）出展企業等は、出展事業を誠実に遂行しなければならない。

（2）出展企業等は、事業内容及び事業結果等について、釧路産炭地域総合発展機構から照会があったときは、速やかに報告しなければならない。

7 申込・問合せ先

社団法人 北海道産炭地域振興センター 釧路産炭地域総合発展機構 釧路事業本部

〒085-0016 釧路市錦町4丁目7番地 釧路錦町駐車場2階

TEL: 0154-25-4343 FAX: 0154-25-4400

附則 この要綱は、平成15年6月9日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年7月14日から施行する。